

「いちご王国」県民参加型プロモーション事業業務委託仕様書

本仕様書は、栃木県（以下「甲」という。）が発注する「いちご王国」県民参加型プロモーション事業委託業務（以下「委託業務」という。）を受託する者（以下「乙」という。）の業務について、必要な事項を定めるものとする。

1 業務の目的及び背景

（1）目的

新たな「いちご王国・栃木」戦略に基づき絶対的な「いちご王国・栃木」ブランドを確立するため、日本一のいちご産地として県産いちごの更なる発展に向けたプロモーションを展開するとともに、いちごをきっかけとして本県の魅力発信を図る。

（2）背景及び事業の考え方

これまでのプロモーションにより県内及び首都圏における「いちご王国・栃木」の認知度は大幅に向上した。この状況を受け、令和4年度「いちご王国」プロモーション推進委員会において、今後5年間は「みんなと創る新たな『いちご王国・栃木』」をキャッチコピーにプロモーションを展開することが決定され、さらに、新たな「いちご王国・栃木」戦略にも絶対的な「いちご王国・栃木」ブランドの確立のため本プロモーションの新展開が位置づけられた。

令和7年度は企業との連携強化によるいちごの生産振興や関連産業の活性化を図るとともに、県民のいちご愛を育み自ら積極的に情報発信を行うなど県民を巻き込んだプロモーションを展開し自他ともに認める絶対的な「いちご王国・栃木」ブランドの確立を図る。

なお、本プロモーションは前年度に引き続き、20～30代の女性をメインターゲットに設定し、統一イメージであるピンク・赤・白を基調とした色調を用いて王国感を演出するものとする。

2 委託期間

契約締結日から令和8(2026)年3月20日（金）まで

3 業務内容

（1）「いちご王国」プロモーション推進事業

ア「いちご王国」プロモーション推進委員会の開催

県が主催する「いちご王国」プロモーション推進委員会を開催するため会場設営を行うとともに、会議当日は「いちご王国」が感じられる会場装飾や進行に要する機材の設置、参加者への試食サンプルの手配等のほか、会場運営を行うこと。

（ア） 時期 令和7(2025)年8月7日（木） 午後（予定）1時間半程度

（イ） 場所 栃木県庁東館4階 講堂（予定）

イ「いちご王国」パートナー（協賛事業者）と連携したPR

協賛事業者と連携した「いちご王国・栃木」のPRを実施するため、「いちご王国・栃木」や県産いちごの魅力が詰まったポスター（既製の複製でも可）等のPRグッズの製作を行うこと。製作部数は2,000部以上とし、ポスターの一部は甲が指定する場所に送付すること。（送付先は約1,000カ所予定）

なお、資材のデザインについては甲と協議の上、統一感ある色調のもと、製作すること。

(2) 「いちご王国」デジタル活用プロモーション事業

SNS において「いちご王国・栃木」等の情報発信を行う「いちご王国」アンバサダーを、甲と協議の上、公募により募集し選定すること。

公募では「いちご王国」総合サイト内に申込みフォームを作成し、応募者の情報管理を行うとともに、連絡窓口として応募者に対して連絡を行うこと。

アンバサダーは 15 名程度を選定し、アンバサダーの委嘱状及び名刺を作成すること。このほか、各アンバサダーが任期満了となった際は、報償費を支払うものとする。

また、アンバサダー同士が直接交流を図れるツアーや現地視察を企画し実施すること。

なお、各アンバサダーの活動内容及び活動回数を定期的に確認し、炎上対策等の管理を行うとともに、活動による情報発信回数の測定を行うこと。

(3) 「いちご王国・栃木の日」プロモーション事業

「いちご王国・栃木の日」を記念して、県庁舎（県議会議事堂、県民ロビー、県民広場等周辺も含む）等の多数の来場者が見込まれる会場にて県民参加型イベントを開催すること。会場内等にはいちごによる装飾を施すとともに、参加者が「いちご王国・栃木」を体感できるイベントとすること。

なお、本イベントの目玉となる新規性のある企画を複数案提案し、1 つ以上実施すること。

また、告知にかかるフライヤーデータ（A4 版・スクエア版の 2 パターン）を作成する他、多数の来場者が見込まれるため、車両案内や来場者の誘導等の警備、安全確保に努めること。

ア 時期：令和 8（2026）年 1 月 18 日（日）（予定）

イ 場所：県庁舎県議会議事堂ほか

（ア）ステージイベントの実施について

イベント台本やマニュアルを作成し適切に進行管理するとともに、司会者や登壇者等の出席調整を行い、イベントを滞りなく実施すること。

（イ）「いちご王国」マルシェの開催について

いちごやいちごの加工品等を販売する事業者の出展調整を行い、来場者がいちご等を食べることができる「いちご王国」マルシェを開催すること。なお、販売金額や数量等を記録すること。

（ウ）その他

県民のいちごに対する愛着が醸成されるよう、子供やファミリー層向けの体験イベント等の企画を 1 の（1）の目的に合わせて提案し、実施に要する調整や手配を行うこと。

(4) 「大切な人にいちごを贈ろう運動」キャンペーン事業

栃木のいちごの美味しさをより多くの人に味わってもらい、全国にファンを拡大していくため“大切な人にいちごを贈ろう運動”を啓発するとともに、運動を加速させるための贈る側・贈られた側双方に抽選で景品をプレゼントする“大切な人にいちごを贈ろう運動”キャンペーン”を実施すること。

なお、キャンペーンは県内の直売所や道の駅、観光いちご園等で実施するものとして、県

内全域から参画店舗を確保すること。また、応募に関する集計や抽選作業を行うとともに、当選者に対して景品の発送業務を行うこと。詳細は別紙 1 のとおり。

4 留意事項

(1) 「いちご王国」プロモーションの統一イメージ

本プロモーションでは、前年度に引き続き、20～30 代の女性をメインターゲットに設定し、統一イメージであるピンク・赤・白を基調とした色調を用いて王国感を演出するとともに、1 の(1)の目的に示した趣旨に沿った統一感あるプロモーションを展開すること。

(2) 企画提案書の記載内容

企画提案書には、企画内容、業務スケジュール、イベント会場のイメージ、イベントの警備計画及び広報計画を記載すること。

(3) イベントに係る農産物等の調達

イベントの開催にあたり、農産物等を調達する際には関係団体と十分調整の上、連携を図るとともに、物流（配送）についても効率的な方法を検討すること。

また、「いちご王国・栃木」及び県産いちごのブランド価値を損なうことのないよう、農産物等の品質等について十分留意すること。

(4) その他

ア これまで訴求してきた各品種が持つイメージ（特性、ターゲット等）を踏襲したプロモーションとすること。

イ いちご及び関連商品の販売を行う場合には、スタッフが一般消費者に対して県産いちごの魅力等について十分な知識を持って当たれるよう、予め必要な指導及び調整を行うこと。

ウ 試食等の実施に当たっては、会場の管理者等と調整し、関係法令を遵守するとともに、必要に応じて関係機関等と調整すること。

エ 緊急時の対応体制（地震及び火災発生時、体調不良者発生時、けが人発生時等）や警備体制を作成すること。

オ イベント実施に当たっては、「栃木県環境配慮方針」に基づき環境負荷等の軽減を図ること。

カ 事業の効果測定（広告換算金額の算定等）を必ず行うこと。

5 実施計画書及び報告書の提出

(1) 乙は、契約締結後遅延なく、乙が提案した企画提案書を基に、イベント内容等の具体的な業務内容を甲と協議し、「実施計画書（任意様式）」を作成して甲に提出すること。

(2) 乙は、イベント開催期間中の実施状況を記録（写真撮影等）し、電子ファイルへ保存したメディア（DVD 等）を甲に提出すること。

(3) 乙は、業務委託完了後、本業務の実施内容を「実績報告書（任意様式）」として取りまとめ、甲に提出するとともに、当該報告書の電子ファイルを保存したメディア（DVD 等）を一式甲に提出し、甲の検査を受けること。

(4) 甲は、必要がある場合は、乙に対して業務の実施状況について調査し、又は報告を求めることができる。

6 権利の帰属

委託業務の成果に関する著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。以下「著作権」という。）は甲に帰属するものとし、乙は著作者人格権（著作権法第 18 条第 1 項、第 19 条第 1 項及び第 20 条第 1 項に規定する権利をいう。）を主張しないものとする。ただし、制作物の全部又は一部に乙が既に著作権を有するものが含まれている場合には、その旨を事前に甲に通知し、当該著作権の取扱いについては、協議の上、定めるものとする。

7 その他

- （1）仕様書に明示のない事項又は疑義が生じた場合については、甲乙の協議により決定する。
- （2）乙が委託業務を行うに当たって取り扱う個人情報、取り扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めるものとする。
- （3）この仕様書に記載の成果と同等以上の成果が得られる場合、甲と協議の上、仕様書の内容を一部変更可能とする。
- （4）乙は、天災その他乙の責めによらない事由により委託業務の全部又は一部を履行することができない場合は、甲と協議の上、仕様書の内容を一部変更するとともに、履行することができない委託業務に係る経費を明らかにし、甲は当該部分についての委託料の支払いを免れるものとする。

(別紙 1)

「大切な人にいちごを贈ろう運動」キャンペーンについて

1 キャンペーンの企画

以下の概要を基に企画を提案すること。なお、詳細は甲と協議の上、決定することとする。

- (1) 目 的：県民がいちごの愛着を深め、多くの人に県産いちごの魅力を知ってもらうために「大切な人にいちごを贈ろう運動」キャンペーンを実施する。
- (2) 概 要：いちごを贈る側・贈られた側双方に抽選でいちご加工品等をプレゼントするキャンペーンを行う。
- (3) 実施期間：令和 8 (2026) 年 1 ～ 2 月
- (4) 対象店舗：県産いちごを販売する県内の直売所や道の駅、観光いちご園等
なお、キャンペーンへの参画を促進するため、150 店舗程度にキャンペーン参加を促す案内通知を送付すること。
- (5) 対 象 者：県産いちごを贈答品として発送した者及び受領した者
なお、キャンペーン参加者数は 1,000 人以上を目標とする。
- (6) 実施方法：県産いちごを贈る側及び贈られた側の双方がキャンペーンに参加できる実施スキームとすること。
- (7) 景 品：「大切な人にいちごを贈ろう運動」が促進される魅力溢れる景品を選定し、手配すること。なお、当選者に対して、景品の発送を行うこと。
- (8) 応募件数：目標を設定し提案すること。
- (9) 啓発方法：多くの人が「大切な人にいちごを贈ろう運動」を認知する啓発を行うこと。
啓発では期間限定のキャンペーンを周知する資材のほか、キャンペーン終了後も継続的に利用できる「大切な人にいちごを贈ろう運動」を啓発する資材を製作すること。
なお、啓発は、対象店舗と協力し資材等の掲示を調整すること。
- (10) そ の 他：「大切な人にいちごを贈ろう運動」が県民に根付くように機運醸成を図る取組を行うこと。

2 事務局の運営

“「大切な人にいちごを贈ろう運動」キャンペーン”を円滑に実施するため、事務局として以下の業務を行うこと。

- (1) 実施要項の作成
- (2) 対象店舗へのキャンペーン参画への連絡調整
- (3) キャンペーン実施を周知する P R 資材の製作及び道の駅や観光いちご園等の実施店舗での掲示等の調整
- (4) 参加者データ及び応募者の個人情報の管理
- (5) キャンペーンに関する問合せ窓口
- (6) 景品手配に係る選定や手配
- (7) 当選者の決定及び発送業務
- (8) その他、円滑に運営するために必要な業務